

○厚木愛甲環境施設組合人事行政の運営等 の状況の公表に関する条例 (平成18年4月1日) 条例第3号

改正 令和2年3月26日 条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告の時期)

第2条 管理者は、毎年10月末までに、任命権者に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告させるものとする。

(報告事項)

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (3) 職員のサービスの状況
- (4) その他管理者が必要と認める事項

2 法第58条の2に規定する前項各号以外の事項については、別に定める。

(公表の時期)

第4条 管理者は、第2条の規定による報告を受けたときは、毎年12月末までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(公表の方法)

第5条 前条の公表は、次に掲げる方法で行う。

- (1) 厚木愛甲環境施設組合条例等の公布に関する条例（平成16年厚木愛甲環境施設組合条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示する方法
- (2) 組合の広報紙に掲載する方法

(3) インターネットを利用して閲覧に供する方法

(4) その他管理者が適当と認める方法

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月26日条例第2号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。